○金融庁告示第七十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十一年政令第三百三号）の施行に伴い、及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

第二号ロ中「第一条の八の四第一項第二号ロ」を「第一条の八の六第一項第二号ロ」に改める。

○金融庁告示第七十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十一年政令第三百三号）の施行に伴い、及び金融商品取引法施行令（昭和四十四年政令第三百二十一号）第十六条の十五の規定に基づき、分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

前文中「第十六条の十五第二号」を「第十六の十五」に改める。

本文中「当該債券売買取引に係る契約が解除される取引」の下に「（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百三十七条の二に規定する取引に限る。）」を加える。

○金融庁告示第七十六号

顧客区分管理信託について保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関等を指定する件（平成二十一年金融庁告示第三十五号）は、平成二十二年四月一日をもって廃止する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

○財務省告示第四百十二号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

表会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金の項中「社会保険庁の歳入歳出外現金出納官吏」を「厚生労働省年金局の歳入歳出外現金出納官吏」に改める。

○財務省告示第四百十三号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第五十条第二項に規定する歳入徴収官及び歳入徴収官代理を指定する件（昭和四十四年三月大蔵省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

金融庁長官　三國谷勝範

○財務省告示第四百十四号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件（平成十五年三月財務省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

「及び船員保険特別会計」を削り、第五号中「第六十一条の二」を「第百二十九条」に改める。

○文化庁告示第二十六号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第七条の七第一項第一号、同項第二号及び第三号（これらの規定を同令第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料等を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

文化庁長官　玉井日出夫

（広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料）

第一条　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第七条の七第一項第一号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める刊行物その他の資料は、次に掲げるもののすべてとする。

一　著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの

二　広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト

（広く権利者情報を保有していると認められる者）

第二条　令第七条の七第一項第二号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める者は、次に掲げるもののすべてとする。

一　著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項（同法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うもの

二　同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者

三　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体

（日刊新聞紙への掲載に準ずる方法）

第三条　令第七条の七第一項第三号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める方法は、社団法人著作権情報センターのウェブサイトに三十日以上の期間継続して掲載することとする。

附　則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千三百七十八号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、同令第一条第一項第一号の離職日が平成二十二年一月一日以降である者について適用する。

平成二十一年十二月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する国土交通大臣が定める算定方法により算定した金額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千五十円未満の場合　二千五十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千五十円以上四千四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千四十円を減じた額を七千六百四十円で除して得た率